

昭島市心身障害者（児）日常生活用具一覧表

令和8年4月1日現在

区分	種 目	区分	対 象 者			性 能	給付限度額	耐用年数	介護保険対象者への給付
			障害者手帳・障害種別等	障害等級等	年 齢				
介護・訓練支援用具	特殊寝台	給付	身体障害者手帳（下肢又は体幹）	1級又は2級	原則 学齢児以上	腕、脚等の訓練のできる器具を備えたもので、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	162,800円	8年	×
			難病患者	寝たきりの状態にある方 ※医師の意見書が必要です。	-				
	特殊マット	給付	身体障害者手帳（下肢又は体幹）	1級又は2級	原則 3歳以上 18歳未満	じょくそう防止又は失禁等による汚染若しくは換耗を防止するためのマット（寝具）にビニール等を加工したもの	19,600円	5年	×
			身体障害者手帳（下肢又は体幹）	1級 （常時介護を要する方）	18歳以上				
			愛の手帳	1度又は2度	原則 3歳以上				
			難病患者	寝たきりの状態にある方 ※医師の意見書が必要です。	-				
	特殊尿器	給付	身体障害者手帳（下肢又は体幹）	1級 （常時介護を要する方）	原則 学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、利用者又は介護者が容易に使用できるもの	100,000円	5年	×
			難病患者	自力で排尿できない方 ※医師の意見書が必要です。	-				
	入浴担架	給付	身体障害者手帳（下肢又は体幹）	1級又は2級 （入浴に当たって、家族等他人の介護を要する方に限る。）	原則 3歳以上	利用者を担架に乗せたままリフト装置により入浴することができるもの	洋式 82,400円	5年	○
	和式 133,900円								
体位変換器	給付	身体障害者手帳（下肢又は体幹）	1級又は2級 （下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする方）	原則 学齢児以上	介護者が利用者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	15,000円	5年	×	
		難病患者	寝たきりの状態にある方 ※医師の意見書が必要です。	-					
移動用リフト	給付	身体障害者手帳（下肢又は体幹）	1級又は2級	原則 3歳以上	利用者を移動させるに当たって、介護者が容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	257,500円	4年	×	
		難病患者	下肢又は体幹機能に障害のある方 ※医師の意見書が必要です。	-					
訓練椅子	給付	身体障害者手帳（下肢又は体幹）	1級又は2級	原則 3歳以上 18歳未満	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年	○	
訓練用ベッド	給付	身体障害者手帳（下肢又は体幹）	1級又は2級	原則 3歳以上 18歳未満	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年	×	
		難病患者	下肢又は体幹機能に障害のある方 ※医師の意見書が必要です。	-					

昭島市心身障害者（児）日常生活用具一覧表

令和8年4月1日現在

区分	種 目	区分	対 象 者			性 能	給付限度額	耐用年数	介護保険対象者への給付
			障害者手帳・障害種別等	障害等級等	年 齢				
自立生活支援用具	入浴補助用具	給付	身体障害者手帳 （下肢又は体幹）	入浴に介助を必要とする方	原則 3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、利用者又は介護者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年	△
			難病患者	入浴に介助を必要とする方 ※医師の意見書が必要です。					
	便器	給付	身体障害者手帳 （下肢又は体幹）	1級又は2級	原則 学齢児以上	手すりのついた腰かけ式のもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	16,500円	8年	×
			難病患者	常時介護を要する方 ※医師の意見書が必要です。	-				
	頭部保護帽	給付	身体障害者手帳 （平衡機能又は下肢若しくは体幹）	転倒の危険性が高い方	-	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの 【Aタイプ】 スポンジ、革を主材料に製作されたもの 【Bタイプ】 スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作されたもの ※施設等へ入所・入院中でも給付申請することができます。	A タイプ 12,160円	3年	○
			愛の手帳	1度又は2度 （てんかんの発作等により頻繁に転倒する方）			B タイプ 36,500円		
	T字状・棒状のつえ	給付	身体障害者手帳 （平衡機能又は下肢若しくは体幹）	T字状・棒状のつえを携帯しなくては移動が困難となる方	原則 3歳以上	木材、軽金属製で十分な強度を有するもの	3,000円	3年	○
	移動・移乗支援用具	給付	身体障害者手帳 （平衡機能又は下肢若しくは体幹）	家庭内の移動等において介助を必要とする方	原則 3歳以上	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年	×
			難病患者	下肢が不自由な方 ※医師の意見書が必要です。	-				
	特殊便器	給付	身体障害者手帳 （上肢）	1級又は2級	原則 学齢児以上	介護者が容易に使用できるもので、温水温風を出すことができるもの又は足踏みペダルで温水温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く。	足踏みペダル式 151,200円	8年	○
			愛の手帳	1度又は2度 （自ら排便の処理が困難な方）			足踏みペダル式以外 100,000円		
			難病患者	上肢機能に障害のある方 ※医師の意見書が必要です。			-		
火災警報器	給付	身体障害者手帳	1級又は2級	-	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	31,000円	8年	○	
		愛の手帳	1度又は2度						
		※いずれの手帳所持者も、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害のある方のみの上記及びこれに準ずる世帯に限る。							

昭島市心身障害者（児）日常生活用具一覧表

令和8年4月1日現在

区分	種 目	区分	対 象 者			性 能	給付限度額		耐用年数	介護保険対象者への給付
			障害者手帳・障害種別等	障害等級等	年 齢					
自立生活支援用具	ガス安全システム	給付	身体障害者手帳（喉頭摘出等）	喉頭摘出等により嗅覚機能を喪失した方（喉頭摘出等により嗅覚機能を喪失した方のみ）の世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	18歳以上	警報器からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	42,200円	8年	○	
			身体障害者手帳（下肢又は体幹）	1級（障害のある方のみ）の世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）						
	自動消火装置	給付	身体障害者手帳	1級又は2級	-	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	28,700円	8年	○	
			愛の手帳	1度又は2度						
			※いずれの手帳所持者も、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害のある方のみ）の世帯及びこれに準ずる世帯に限る。							
			難病患者	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者のみ）の世帯及びこれに準ずる世帯に限る。 ※医師の意見書が必要です。						
	電磁調理器	給付	身体障害者手帳（視覚障害）	1級又は2級	18歳以上	利用者が容易に使用できるもの	41,000円	6年	○	
			身体障害者手帳（上肢）	1級又は2級						
※いずれの身体障害者手帳所持者も、障害のある方のみ）の世帯及びこれに準ずる世帯に限る。										
音響案内装置	給付	身体障害者手帳（視覚障害）	1級又は2級（2級の方は、送信機のみに限る。）	原則 学齢児以上	利用者が容易に使用できるもの 送信機は、「歩行時間延長信号機用小型送信機」のことをいう。	1級 51,000円 ----- 2級 7,000円	10年	○		
聴覚障害者用屋内信号装置	給付	身体障害者手帳（聴覚障害）	2級（聴覚障害のある方のみ）の世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活に必要と認められる世帯に限る。）	18歳以上	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年	○		
フラッシュバル	給付	身体障害者手帳（聴覚、音声機能又は言語機能障害）	3級以上	原則 学齢児以上	利用者が容易に使用できるもの	12,400円	10年	○		
携帯用信号装置	給付	身体障害者手帳（聴覚、音声機能又は言語機能障害）	3級以上	原則 学齢児以上	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	20,200円	6年	○		

昭島市心身障害者（児）日常生活用具一覧表

令和8年4月1日現在

区分	種 目	区分	対 象 者			性 能	給付限度額	耐用年数	介護保険対象者への給付
			障害者手帳・障害種別等	障害等級等	年 齢				
在宅療養等支援用具	透析液加温器	給付	身体障害者手帳	人工透析を必要とする方 （自己連続携帯式腹膜かん流法による透析療法を行う方に限る。）	原則 3歳以上	自己連続携帯式腹膜かん流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの	72,100円	5年	○
	ネブライザー （吸入器）	給付	身体障害者手帳 （呼吸器機能障害）	3級以上又は同程度の身体障害者（児）で、医師の意見書により必要と認められる方	原則 学齢児以上	利用者又は介護者が容易に使用できるもの	36,000円	5年	○
			難病患者	呼吸器機能に障害のある方 ※医師の意見書が必要です。	-				
	電気式たん吸引器	給付	身体障害者手帳 （呼吸器機能障害）	3級以上又は同程度の身体障害者（児）で、医師の意見書により必要と認められる方	原則 学齢児以上	利用者又は介護者が容易に使用できるもの	56,400円	5年	○
			難病患者	呼吸器機能に障害のある方 ※医師の意見書が必要です。	-				
	空気清浄器	給付	身体障害者手帳 （呼吸器機能障害）	3級以上	18歳以上	利用者が容易に使用できるもの	33,800円	6年	○
	酸素吸入装置	給付	身体障害者手帳 （呼吸器機能障害）	原則3級以上の方 （医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない方で、医師の意見書により酸素吸入装置の使用を認められた方に限る。）	原則 18歳以上	酸素ボンベ、スタンド、吸入マスクを一体とするもの	46,400円	10年	○
	酸素ボンベ運搬車	給付	身体障害者手帳 （呼吸器機能障害）	原則3級以上の方 （医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている方及び本制度による酸素吸入装置の給付を受けた方に限る。）	原則 18歳以上	利用者が容易に使用できるもの	17,000円	10年	○
	音声式体温計	給付	身体障害者手帳 （視覚障害）	1級又は2級 （視覚障害のある方のみの方の世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	原則 学齢児以上	利用者が容易に使用できるもの	9,000円	5年	○
音声式体重計	給付	身体障害者手帳 （視覚障害）	1級又は2級 （視覚障害のある方のみの方の世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	18歳以上	利用者が容易に使用できるもの	18,000円	5年	○	
音声式血圧計	給付	身体障害者手帳 （視覚障害）	1級又は2級 （視覚障害のある方のみの方の世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	18歳以上	利用者が容易に使用できるもの	15,000円	5年	○	

昭島市心身障害者（児）日常生活用具一覧表

令和8年4月1日現在

区分	種 目	区分	対 象 者			性 能	給付限度額	耐用年数	介護保険対象者への給付
			障害者手帳・障害種別等	障害等級等	年 齢				
在宅療養等支援用具	ルームクーラー	給付	身体障害者手帳	頸髄損傷等により体温調節機能を喪失した方 (医師の意見書により体温調節機能を喪失したものと認められた方に限る。)	18歳以上	利用者が容易に使用できるもの	100,000円	6年	○
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	給付	難病患者	人工呼吸器の装着が必要な方 ※医師の意見書が必要です。	-	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、利用者が容易に使用できるもの	157,500円	5年	○
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	給付	身体障害者手帳 (音声機能、言語機能障害又は肢体不自由)	音声、言語の著しい障害を有する方	原則 学齢児以上	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、利用者が容易に使用できるもの	185,000円	5年	○
	情報・通信支援用具 (パソコン用ソフト)	給付	身体障害者手帳 (視覚障害)	1級又は2級	原則 学齢児以上	利用者がパソコンを容易に使用するためのアプリケーションソフト(文字拡大ソフトや音声ソフトなど)	100,000円	5年	○
	情報・通信支援用具 (パソコン用周辺機器)	給付	身体障害者手帳 (上肢)	1級又は2級	原則 学齢児以上	利用者がパソコンを容易に使用するための必要となる周辺機器(大型キーボードや操作棒など)	100,000円	5年	○
	点字ディスプレイ	給付	身体障害者手帳 (視覚障害)	2級以上で必要と認められる方	18歳以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500円	6年	○
	点字器	給付	身体障害者手帳 (視覚障害)	点字を習得しようとしている方又は点字の利用が可能な方	原則 学齢児以上	利用者が容易に使用できるもの	10,400円	7年	○
	点字タイプライター	給付	身体障害者手帳 (視覚障害)	1級又は2級 (本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれている方に限る。)	-	利用者が容易に使用できるもの	63,100円	5年	○
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	給付	身体障害者手帳 (視覚障害)	1級又は2級	原則 学齢児以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品(録音再生機)又は当該方式により記録された図書の再生が可能な製品(再生専用機)であって、利用者が容易に使用できるもの	録音再生機 85,000円 ----- 再生専用機 35,000円	6年	○

昭島市心身障害者（児）日常生活用具一覧表

令和8年4月1日現在

区分	種 目	区分	対 象 者			性 能	給付限度額	耐用年数	介護保険対象者への給付
			障害者手帳・障害種別等	障害等級等	年 齢				
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用活字文書読上げ装置	給付	身体障害者手帳（視覚障害）	1級又は2級	原則 学齢児以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、利用者が容易に使用できるもの	置き型 99,800円	6年	○
						身体に装着し、文字情報や映像等を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、利用者が容易に使用できるもの	装着型 198,000円		
	視覚障害者用読書器	給付	身体障害者手帳（視覚障害）	視覚障害のある方で、本装置により文字等を読むことが可能になる方	原則 学齢児以上	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの、又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	198,000円	8年	○
	視覚障害者用誘導装置	給付	身体障害者手帳（視覚障害）	1級又は2級（本装置の使用体験を行い、使用適性が認められた方）	原則 学齢児以上	身体に装着し、振動等で情報を案内する機能を持つものであって、利用者が容易に使用できるもの（用具本体価格のみ給付対象となる）	55,000円	6年	○
	時計	給付	身体障害者手帳（視覚障害）	1級又は2級（音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式の使用が困難な方を原則とする。）	18歳以上	利用者が容易に使用できるもの	触読式 10,300円	10年	○
							音声式 13,300円		
聴覚障害者用通信装置	給付	身体障害者手帳（聴覚、音声又は言語機能障害）	聴覚、音声又は言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	原則 学齢児以上	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器（ファクシミリ）であり、利用者が容易に使用できるもの	35,000円	5年	○	
聴覚障害者用情報受信装置	給付	身体障害者手帳（聴覚障害）	聴覚障害のある方で、本装置によりテレビの視聴が可能になる方	-	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害のある方用番組並びに手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害のある方向け緊急信号を受信するもので、利用者が容易に使用できるもの	88,900円	6年	○	

昭島市心身障害者（児）日常生活用具一覧表

令和8年4月1日現在

区分	種 目	区分	対 象 者			性 能	給付限度額	耐用年数	介護保険対象者への給付	
			障害者手帳・障害種別等	障害等級等	年 齢					
	会議用拡聴器	給付	身体障害者手帳 (聴覚障害)	4級以上	原則 学齢児以上	利用者が容易に使用できるもの	38,200円	6年	○	
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭 (笛式)	給付	身体障害者手帳 (音声・言語機能障害)	音声、言語機能に係る障害で喉頭を摘出し、人工喉頭を必要とする方	-	(笛式) 呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ピニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式	8,100円	4年	○
	(電動式) 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの					電動式	70,100円	5年	○	
排泄管理用具	福祉電話	貸与	身体障害者手帳	原則として2級以上 (難聴者又は外出困難な方で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる方)	18歳以上	利用者が容易に使用できるもの	83,300円	-	○	
	視覚障害者用図書 (点字図書、大活字図書、DAISY図書)	給付	身体障害者手帳 (視覚障害)	視覚障害のある方で、主に情報の入手を視覚障害者用図書(点字図書、大活字図書、DAISY図書)に よっている方	原則 学齢児以上	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く視覚障害者用図書(点字図書、大活字図書、DAISY図書)	年間6タイトル又は24巻の購入額を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。	-	○	
	ストマ用装具 (消化器系)	給付	身体障害者手帳 (直腸機能障害)	直腸機能障害のある方で、人工肛門を造設した方	-	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋	月額 8,858円 令和8年8月～ 9,900円	-	○	
	ストマ用装具 (尿路系)	給付	身体障害者手帳 (ぼうこう機能障害)	ぼうこう機能障害のある方で、人工ぼうこうを造設した方	-	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップが付いているもの	月額 11,639円 令和8年8月～ 13,000円	-	○	
	紙おむつ	給付	身体障害者手帳	神経障害(二分脊椎等)による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある方 ※医師の意見書が必要です。	3歳以上	介護者が容易に使用できるもの	月額 12,000円	-	△	
				脳性麻痺等脳原性運動機能障害又は同等の障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な方 ※医師の意見書が必要です。						

昭島市心身障害者（児）日常生活用具一覧表

令和8年4月1日現在

区分	種 目	区分	対 象 者			性 能	給付限度額	耐用年数	介護保険対象者への給付
			障害者手帳・障害種別等	障害等級等	年 齢				
	収尿器 （男性用）	給付	身体障害者手帳 （ぼうこう機能障害）	先天性疾患（先天性鎖こうを除く。）又は脊髓損傷等による高度の排尿機能障害により、排尿のコントロールが困難な方	原則 学齢児以上	（男性用） 採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置が付けられているもので、ラテックス製又はゴム製のもの	8,500円	1年	○
	収尿器 （女性用）	給付				（女性用） 普通型は耐久性ゴム製の採尿袋を有するもので、簡易型はポリエチレン製の採尿袋で導尿ゴム管が付いているもの			

※学齢児とは、6歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から18歳に達する日の前日までの方をいう。

※難病患者の方は、給付申請の際は医師の診断書が必要になります。